

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第34条第2項の規定により、「京都市北部クリーンセンター建替え整備事業に係る工事中の事後調査結果報告書（以下「事後調査結果報告書」という。）」及びこれを要約した書類が提出されましたので、条例第34条の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、事後調査結果報告書を縦覧に供します。

平成19年5月15日

京都市長 梶本 頼兼

1 事業者の名称及び住所等

(1) 事業者の名称等

ア 事業者の名称 京都市

イ 代表者の氏名 京都市長 梶本 頼兼

ウ 主たる事務所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市北部クリーンセンター建替え整備事業

(2) 種類

ごみ処理施設（焼却施設及び再資源化施設）の設置

(3) 規模

ア 焼却規模 400トン/日（200トン/日×2炉）

イ 再資源化規模 40トン/日（20トン/5h×2系列）

3 対象事業実施区域

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地ほか

4 事後調査結果報告書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

ア 京都市環境局環境企画部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(2) 縦覧の期間

平成19年5月15日から同年6月14日まで（日曜日，土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

(4) 事後調査結果報告書の概要のダウンロードについて

京都市環境局環境企画部環境管理課のホームページより，事後調査結果報告書の概要をダウンロードすることができます。

[URL](http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/assess/hokubucc/hyousi.html) <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/assess/hokubucc/hyousi.html>

(環境局環境企画部環境管理課)